



県章

山形県公報

令和7年9月9日(火)

第637号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 知事指定薬物の指定の失効……………(健康福祉企画課) ……938
- 液化石油ガス販売事業者の認定……………(村山総合支庁総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(同) ……939
- 同……………(同) ……同
- 民有保安林の指定施業要件の変更の予定……………(森林ノミクス推進課) ……940
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同

教育委員会関係

規 則

- 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………同

告 示

- 山形県教育委員会9月定例会の招集……………941

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則6-3(職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則……………同

企業局関係

規 程

- 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程……………同

病院事業局関係

規 程

- 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程……………942

公 告

- 一般競争入札の公告……………(加茂水産高等学校) ……同

正 誤

告 示

山形県告示第638号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和7年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) (8R) - 1 - ベンゾイル - N, N - ジエチル - 6 - メチル - 9, 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキシアミド及びその塩類（通称名 1 B z - L S D）
- (2) t e r t - ブチル 3 - [2 - (ジメチルアミノ) エチル] インドール - 1 - カルボキシレート及びその塩類（通称名 N B o c - D M T, N B - D M T）
- (3) (4S, 5S) - 5 - (4 - フルオロフェニル) - 4 - メチル - 4, 5 - ジヒドロオキサゾール - 2 - アミン、(4R, 5R) - 5 - (4 - フルオロフェニル) - 4 - メチル - 4, 5 - ジヒドロオキサゾール - 2 - アミン及びそれらの塩類（通称名 4 F - 4 - M A R, 4 - f l u o r o - 4 - M e t h y l a m i n o r e x, p a r a - f l u o r o - 4 - m e t h y l a m i n o r e x, 4 F - M A R, 4 - F P O）

2 失効の理由

条例第2条第5号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

令和7年9月8日

山形県告示第639号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和7年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名称及び代表者氏名	所在地	認定の種別	認定年月日
小笠原商事株式会社 代表取締役 船山 康廣	山形市香澄町三丁目6-22	第一号認定液化石油ガス販売事業者	令和 7. 7. 29

山形県告示第640号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和7年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名称及び代表者氏名	所在地	認定の種別	認定年月日
サラヤ株式会社 代表取締役 片山 淳也	寒河江市本楯三丁目150番地の1	第一号認定液化石油ガス販売事業者	令和 7. 7. 30

山形県告示第641号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和7年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

- 三郷堰土地改良区
- 2 事務所の所在地
天童市大字寺津1410番地
- 3 認可年月日
令和7年9月3日

山形県告示第642号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営大江三郷（前田）地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営大江三郷（前田）地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
大江町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和7年9月16日から同年10月16日まで
- 4 その他
- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第643号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営大江三郷（伏熊）地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営大江三郷（伏熊）地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
大江町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和7年9月16日から同年10月16日まで
- 4 その他
- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第644号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和7年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第645号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
長井市草岡地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和7年9月8日から同年12月26日まで
- 3 作業の種類
公共測量（3級基準点測量）

教育委員会関係

規 則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月9日

山形県教育委員会
教育長 須 貝 英 彦

山形県教育委員会規則第11号**山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表災害の項第2号中「破壊」を「損壊その他県教育委員会が別に定める場合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県教育委員会告示第11号

山形県教育委員会9月定例会を次のとおり招集した。

令和7年9月9日

山形県教育委員会
教育長 須 貝 英 彦

- 1 招集の日時 令和7年9月11日（木） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題

- (1) 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時専決処理の承認について
- (2) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- (3) 令和7年度山形県教育功労者表彰被表彰者の決定について
- (4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月9日

山形県人事委員会
委員長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則
山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を次のように改正する。
別表災害の項第2号中「破壊」を「損壊その他人事委員会が別に定める場合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第13号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月9日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
別表第3災害の項第2号中「破壊」を「損壊その他管理者が別に定める場合」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第12号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月9日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。
別表第3災害の項第2号中「破壊」を「損壊その他管理者が別に定める場合」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和7年度山形県漁業実習船「鳥海丸」第4回定期検査受検手続及び上架整備業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年9月9日

山形県立加茂水産高等学校長 小 山 和 彦

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 鶴岡市加茂字大崩595 山形県立加茂水産高等学校会議室（2階）
- (2) 日 時 令和7年10月22日（水） 午後2時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 令和7年度山形県漁業実習船「鳥海丸」第4回定期検査受検手続及び上架整備業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期限 令和8年3月4日（水）
- (4) 履行場所 落札者保有ドック施設内
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和7年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
鶴岡市加茂字大崩595 山形県立加茂水産高等学校事務室 電話番号0235(33)3031
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県立加茂水産高等学校事務室で交付するほか、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和7年10月3日（金）午後4時まで、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和7年9月26日（金）午後4時までに山形県立加茂水産高等学校事務室に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、山形県立加茂水産高等学校の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the service required: Maintenance and Standard inspection of the Yamagata prefectural fisheries training ship “Chokaimaru” : 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. October 22, 2025
- (3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Kamo Fisheries Senior High School, 595 Okuzure Kamo, Tsuruoka-shi, Yamagata-ken 997-1204 Japan TEL 0235(33)3031

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 7. 5. 16	第604号	544	下から4	「室長」	「室長、」
同	同	545	1	（教育総務課に置くものに限る。）」	（教育総務課に置くものに限る。）、「」
同 8. 26	第633号	894	4	伊藤 幸浩	伊藤 幸治